

# 海南市中小企業不況対策振興融資資金利子補給金交付要綱

平成17年4月1日

告示第95号

改正 令和3年4月1日 告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、不況対策として事業経営の強化を図っていく上で必要となる融資（以下「中小企業不況対策振興融資」という。）を受けた市内の中小企業者に対し、市が利子補給金を交付することにより、中小企業の経営の安定及び健全な発展に資することを目的とし、その交付については、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業不況対策振興融資」とは、次の融資をいう。

- (1) 小規模事業者経営改善資金貸付（日本政策金融公庫）
- (2) 生活衛生改善貸付（日本政策金融公庫）
- (3) 和歌山県中小企業融資制度（和歌山県）
- (4) セーフティネット保証（中小企業庁融資制度）
- (5) その他市長が認めるもの

(利子補給金の交付対象者)

第3条 この告示により、利子補給金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者であって次のいずれかに該当するもの
  - ア 市内に住所を有し、かつ、市内に事務所又は事業所を有する個人事業主
  - イ 市内に本店を有する法人。
- (2) 中小企業不況対策振興融資により貸付けを受けている者
- (3) 申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）を完納している者

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金は、中小企業不況対策振興融資として金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づく借入金に係る利子の最初の支払日（以下この条において「初回利払日」という。）の属する月から起算して12月以内に支払った当該利子の総額の50パーセント以内において、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、同一の中小

企業不況対策振興融資に係る利子補給金の額は、20万円を限度とする。

2 前項の場合において、初回利払日が同一の会計年度に属する2以上の中小企業不況対策振興融資は、同一の中小企業不況対策振興融資とする。

3 中小企業基盤整備機構の実施する特別利子補給事業等、他の利子補給制度による補給金を受けている融資に関しては、その対象とならない部分についてのみ、本利子補給制度の対象とする。

4 前項に反し利子補給金を受給した場合は、第6条に規定する交付の決定を取り消し、すでに利子補給金が交付されているときは、当該事業者に対し期間を定めて利子補給金を返還させるものとする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年4月1日から7月31日まで(以下「交付申請期間」という。)に、前年の4月1日から3月31日までの1年間内の利子について、中小企業不況対策振興融資資金利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 金融機関の利子計算証明書

(2) 同意書

2 市長が必要であると認めるときは、前項の交付申請期間以外に臨時の交付申請の期間を設けることができる。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、利子補給金の交付を決定し、中小企業不況対策振興融資資金利子補給金交付決定通知書により、その旨を申請者に通知する。

(様式)

第7条 この告示の施行に関し必要となる様式は、市長が別に定める。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の利子交付金から適用する。

附 則

この告示は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(利子補給金の交付対象者の特例)

2 令和2年度に第6条に規定する交付決定を受けた者が、令和3年度も継続して利子補給金の交付を受けようとするときは、この告示による改正後の第3条第1号イの規定は適用しない。